



市議会

だより

7月30日号

No.44

編集・発行／芦屋市議会 〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL：0797 38 2001

あしやのまち再発見

若宮町

町名の由来から



若宮町のまちなみ



宮川沿いに立つ地藏さん

宮川にかかっている常盤橋を東に渡ったところ、その角地には昔をしのぶ地藏さんがまつられています。ここから打出商店街までを東西とし、阪神電鉄と国道43号線に南北をはさまれた地域が若宮町とよばれています。昭和19年（1944）の町名改正以前には三反田・若宮・宮川の三つの小字名がありました。若宮はむかしそこに仁徳天皇をまつ

る若宮神社があったことにちなんでつけられました。この神社は春日町にあった春日神社などとともに町宮とよばれるもので、明治41年（1908）に打出天神社でいっしょにまつられることとなり、いまは宅地になっています。

（『あしや子ども風土記 芦屋の地名をさぐる』から）

改選後の初議会開催、正・副議長など議会役員を選出

助役定数条例を廃止する条例を修正可決、平成17年2月27日から助役1人制に

第2回定例会のあらまし

平成十五年第二回定例会は、六月十八日（水）に招集され、七月九日（水）までの二十二日間の会期で開催しました。

今期定例会は、統一地方選挙後初の議会になります。初日には、議長をはじめ議会役員選挙と常任委員会等の委員の選任を行い、新しい議会の体制が決まりました。

また、山中新市長は、議案の提出に先立ち所信表明を行い、『財政再建』こそが私に課せられた使命である。また、今年中には『庭園都市宣言』を行いたいなどの基本方針を述べました。その後、芦屋市市税条例の一部改正案や人事案件など十八案件の提出がありました。

議員からは、助役定数条例を廃止する条例の制定案や、市議会議員の報酬の削減案二件の計三議案の提出がありました。

市長提出の助役選任議案は、本年三月に退職の後任助役の選任を行うものであり、また議員提出の助役定数条例の廃止案は、平成七年に制定した助役二人制を廃止し、助役を一人に戻すというものです。

六月三十日（月）の本会議で、助役二人制の廃止案は、施行日を平成十七年二月二十七日に修正のうえ可決し、市長から提出の助役の選任議案に同意しました。また、議員提出の議員報酬の削減案二件は否決しました。他の市長提出議案については、初日及び最終日に、いずれも承認、同意あるいは可決しました。

また、最終日の七月九日（水）には市長から、固定資産評価員の選任議案の提出があり、同意しました。議員からは「税源移譲を基本とする『三位一体』改革の早期実現を求める意見書」など二件の提出があり、いずれも可決しました。

あしや市議会だより 今年から7月30日発行に

市議会だよりは、原則として定例会最終日の翌月の30日に発行しています。

6月定例会の報告を行う「あしや市議会だより」は、平成7年の阪神・淡路大震災以後、議員の任期の関係で6月定例会の最終日が7月にずれ込むことになったため、8月30日に発行してききましたが、発行まで日にちが開きますので、今年から、7月30日に発行します。

議会日誌〔4月1日～7月9日〕

- 〔4月〕
- 16日 ▼ 代表者会議
- 30日 ▼ 新議員説明会
- 〔5月〕
- 5日 ▼ 前助役収賄事件調査特別委員会
- 6日 ▼ 新議員説明会
- 11日 ▼ 議員総会
- 12日 ▼ 議案説明会
- 16日 ▼ 代表者会議
- 17日 ▼ 全体協議会
- 18日 ▼ 全体協議会
- 〔6月〕
- 5日 ▼ 本会議（定例会第1日）
- 6日 ▼ 正副議長等選挙、提案説明、委員会付託等
- 18日 ▼ 議会運営委員会
- 20日 ▼ 建設常任委員会
- 23日 ▼ 民生文教常任委員会
- 24日 ▼ 建設常任委員会
- 25日 ▼ 総務常任委員会
- 27日 ▼ 議会運営委員会
- 30日 ▼ 代表者会議
- 〔7月〕
- 1日 ▼ 本会議（定例会第3日）
- 2日 ▼ 一般質問
- 2日 ▼ 本会議（定例会第4日）
- 3日 ▼ 一般質問
- 3日 ▼ 建設常任委員会
- 3日 ▼ 総務常任委員会
- 8日 ▼ 代表者会議
- 8日 ▼ 全体協議会
- 9日 ▼ 議会運営委員会
- 9日 ▼ 民生文教常任委員会
- 9日 ▼ 本会議（定例会第5日）
- 9日 ▼ 各常任委員長報告、討論、採決、追加議案処理等
- 9日 ▼ 議会編集委員会
- 9日 ▼ 議員互助会理事会